

令和 8 年度佐野市スポーツ推進委員公募要項

1 目的

この要項は、佐野市スポーツ推進委員（スポーツ基本法（平成 23 年法律第 78 号）第 32 条第 1 項の規定により市長が委嘱する佐野市スポーツ推進委員をいう。以下「推進委員」という。）の公募に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

2 スポーツ推進委員

スポーツ基本法第 32 条（平成 23 年法律第 78 号）により以下のとおり規定されています。

- (1) 当該市町村におけるスポーツの推進に係る体制の整備を図るため、社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、及び次項に規定する職務を行うのに必要な熱意と能力を持つ者の中から、スポーツ推進委員を委嘱するものとする。
- (2) スポーツ推進委員は、当該市町村におけるスポーツの推進のため、スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整並びに住民に対するスポーツの実技の指導 その他スポーツに関する指導及び助言を行うものとする。
- (3) スポーツ推進委員は、非常勤とする。

3 職務等

推進委員の職務等は、佐野市スポーツ推進委員規則（平成 26 年佐野市規則第 12 号）により以下のとおり規定されています。

佐野市スポーツ推進委員規則《抜粋》

（職務）

第 2 条 スポーツ推進委員は、住民のスポーツの推進に関し、その分担する地域又は事項について次の職務を行う。

- (1) スポーツの推進のための事業の実施に係る連絡調整を行うこと。
- (2) 住民の求めに応じてスポーツの実技の指導を行うこと。

- (3) 住民のスポーツ活動の促進のための組織の育成を図ること。
- (4) 学校、公民館その他の教育機関その他行政機関の行うスポーツの行事又は事業に関し協力すること。
- (5) スポーツ団体その他の団体の行うスポーツに関する行事又は事業に関し求めに応じ協力すること。
- (6) 住民に対しスポーツについての理解を深めさせること。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、住民のスポーツの推進のための指導助言を行うこと。

2 前項のスポーツ推進委員が分担する地域又は事項は、市長が定める。
(服務)

第6条 スポーツ推進委員は、相互に密接に連絡し、協力しなければならない。

2 スポーツ推進委員は、その職務を遂行するに当たって法令、条例、規則並びに教育委員会（特定地方公共団体にあつては、その長）の定める規則及び規程に従わなければならない。

3 スポーツ推進委員は、その職の信用を傷つけ、又はその職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。

(研修)

第7条 スポーツ推進委員は、常にその職務を行う上に必要な知識及び技術の習得に努めなければならない。

4 佐野市スポーツ推進委員協議会の活動

推進委員は、佐野市スポーツ推進委員協議会に加入し、次の活動を行う。

- (1) 総会、定例会等への出席
- (2) 事業部が実施する市民ハイキング等の事業活動
- (3) 研修部が実施するニュースポーツ普及等の事業活動
- (4) 資質の向上に努めるための研修会等への参加
- (5) 市又はスポーツ団体等が実施する事業又は行事への協力

5 身分等

- (1) 身分 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第3条第3項第2号に規定する非常勤特別職
- (2) 任期 令和8年11月1日から令和9年3月31日まで（その後、2年ごとに更新）
- (3) 報酬 佐野市特別職の職員で非常勤のものものの報酬及び費用弁償等に関する条例（平成17年佐野市条例第46号）の規定に基づき支給します。

6 募集人数

若干名

7 応募資格

- (1) 推進委員として職務等を十分理解し、活動に参加できること。
- (2) 次のいずれかに該当する者でないこと。
 - ア 成年被後見人又は被補佐人
 - イ 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで、又はその執行を受ける事がなくなるまでの者
 - ウ 国又は地方公共団体において、懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過していない者

8 選考

申込書による書類審査及び面接にて決定する。

9 申込方法

別紙の申込書に必要事項を記入し、スポーツ推進課へ郵送又は持参。

申込締切 令和8年9月1日（火）午後5時まで

※郵送の場合は、当日消印有効

10 申込・問合せ先

佐野市スポーツ推進課 市民スポーツ係

〒327-8501 佐野市高砂町1番地

電話 20-3049 ファックス 20-3029

E-mail shiminsp@city.sano.lg.jp